

## 『支給認定等(変更・取消)申請書』について

保育施設での保育を希望される場合、保育認定(2・3号認定)を受ける必要があります。

保育を必要とする事由の変更の『支給認定等(変更・取消)申請書』の提出は、**前月15日までに必要**です。

※就労認定の場合、月64時間以上の就労時間が必要となります。

※就労を理由に保育施設に入所した場合、保護者が施設の利用途中で出産し育児休業取得の場合は、育児休業を取得した子どもが1歳になる年度末まで認定できます。

※育児休業を理由に新規入所することはできません。

保育の必要性の認定を受ける事由に該当しなくなった場合は、**退所【園】**となります。

認定が現状と異なり虚偽の申請と判明した場合、**退所【園】**になる場合がありますので、申請にはご注意ください。

川西市教育委員会事務局こども未来部入園所相談課

072-740-1175